

久喜市総合振興計画審議会条例

平成 22 年 7 月 13 日

条例第 237 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、久喜市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、久喜市総合振興計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体の役職員
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない

い。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。